

## 最低制限価格の見直しについて(建設工事)

建設工事の入札において設定している最低制限価格について、令和4年6月1日以降に公告等を行う入札を対象に、以下のとおり算定式を見直します。

最低制限価格(税抜)の算出方法	最低制限価格基準額(税抜) <sup>(注1)</sup>	×	調整係数 <sup>(注2)</sup>
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">                 ①直接工事費の97%                  ②共通仮設費の90%                  ③現場管理費の90%                  ④一般管理費の68%             </div> の合計	×	調整係数

調整係数

No.	調整係数	No.	調整係数
1	0.990	11	1.000
2	0.991	12	1.001
3	0.992	13	1.002
4	0.993	14	1.003
5	0.994	15	1.004
6	0.995	16	1.005
7	0.996	17	1.006
8	0.997	18	1.007
9	0.998	19	1.008
10	0.999	20	1.009
		21	1.010

(注1: 特別なものについては、上記算出方法によらず最低制限価格基準額(税抜)を算出します。)

(注2: 調整係数は、入札当日、開札時に抽選により決定します。)



最低制限価格(税抜)の算出に当たり、各段階で端数処理を行うこととします。

上記①から④については1円未満を切り捨て、①から④の合計に対しては1,000円未満を切り捨てとします。

調整係数を乗じて得た最低制限価格(税抜)については、1,000円未満を切り捨てとします。

最低制限価格(税抜)が予定価格(税抜)の100分の92を超える場合は、100分の92とし、100分の75に満たない場合は、100分の75とします。

対象工事 <sup>(注3)</sup>	土木一式工事 <sup>(注4)</sup> 、建築一式工事	予定価格1,000万円以上1億円未満
	その他の工事	予定価格1,000万円以上6,000万円未満

(注3: 最低制限価格を設けることが特に必要と認められない建設工事については設定しません。)

(注4: 公道下における水道管布設工事は「その他の工事」として取扱います。)